

入札解決にはコレ! **入札のあり方を改革**

地元でできる公共工事は地元業者に!

京都市内の建設業総生産は5年間で2割も落ち込んでいます。しかも市が発注する公共工事に、東京や大阪など他府県の大手企業も容易に参入できるため、利益が流出し京都市の経済は良くなりません。また、京都市は、大手企業をダンピング規制しないため、3割を超える中小企業が、京都市が発注する公共工事を赤字受注(京都市職労調査)しています。「地元企業が参入しやすく、低価格競争にならない入札制度」に改善するときです。

零細業者も公共の仕事に参入できる制度を!

低額の修繕工事などに、小さい業者も参入できる道を開くのが「小規模事業者登録制度」です。中村和雄さんは、徹底した情報公開のもと、行政区ごとに小規模公共工事の決定権限を持つ住民代表による「区民協議会」をつくり、独自の予算を配分します。「**自分たちのまちは自分たちでつくる**」——住民と地域でがんばる建設業者との共同のまちづくりを京都市からはじめましょう。

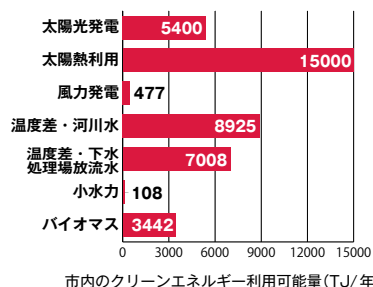


脱原発 再生可能・自然エネルギーの促進で新たな公共事業を

若狭原発群から60キロ圏内にある100万都市・京都市こそ「脱原発宣言」を。ところが現京都市長は「京都市域にはあまり大きな影響はない」と科学的根拠も示さずに発言しています。

中村和雄さんは、「再生可能・自然エネルギー普及促進条例」をつくり、公共施設での太陽光パネルの設置をはじめ、風力・中小水力・地熱・バイオマスなど**地域の特性を生かした再生可能エネルギー普及**に取り組めます。

助成制度の拡充で**新たな雇用を創出し**、地域経済の活性化にもつなげます。京都市が先頭に立って「脱原発」宣言を行い、本格的な再生可能エネルギー普及の取り組みをすすめれば、原発に頼らない日本をつくることは十分可能です。



はじめよう京都から新しい日本

中村和雄さんの「京都市政刷新プログラム」をぜひご覧ください

市政を変えて



建設の腕 活かせるまちづくりを!

2012年2月 京都市長選挙

解決にはコレ! **仕事がない** **単価が安すぎる** **市の入札に不満**

リフォーム助成制度と公契約条例の創設 入札のあり方を改革



2月5日投票の京都市長選挙は、「刷新か継続か」の対決が焦点。「市政刷新」がよいよ市民多数の声となっています。——「地元業者に冷たい市政を変えたい」というあなたの願いはこぞって、中村和雄さんへという声広がっています。



弁護士

中村和雄

profile 1954年10月10日生(57歳)。京都市北区紫野在住。弁護士(元京都弁護士会副会長)、日弁連労働法制委員会委員、日弁連貧困問題対策本部運営委員、日本労働弁護団常任幹事、自由法曹団京都支部幹事。龍谷大学法科大学院客員教授。「市民ウォッチャー・京都」事務局長。



市政刷新の会は中村和雄さんが発表した政策と見解を紹介します。



市民も 建設業者も 京都市も みんな笑顔になれる市政へ

中村和雄さんは「住宅リフォーム助成制度」で地域を活性化させ、「京都市公契約条例」で、仕事と適正賃金を確保します！



仕事・単価
解決には
コレ!

住宅リフォーム助成制度

市内の下請業者はわずか 27% (東山区の市立開晴小学校新築工事)

仕事・単価
解決には
コレ!

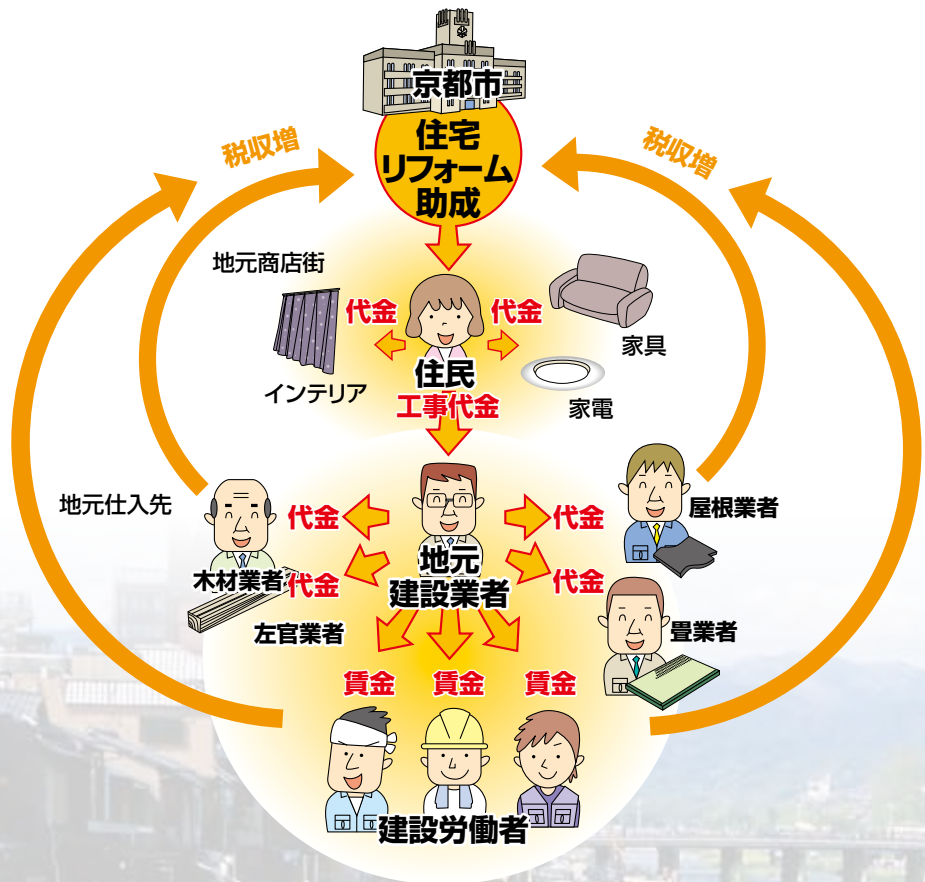
京都市公契約条例

使った税金の何倍もの経済効果

「住宅リフォーム助成制度」とは住宅のリフォームを行う場合、地元の業者に依頼すればその費用の一部を自治体が助成することで、リフォームを促進し、地元業者の振興を図るものです。全国で、4県を含む416の自治体で実施され、使われた税金の何倍もの経済効果が生まれています。

効果は「一石三鳥」／与謝野町府内の与謝野町では、持ち家世帯の12%が利用し、下請けを含めて地元建設業者の8割に仕事が回っています。与謝野町は「この制度によって遅れていた下水道の接続率が大きく前進。住民にとっても、業者にとっても、行政にとっても、一石三鳥の効果がある」としています。

一方、京都市は残念ながら現在の京都市長は「一般のリフォームに助成することは困難」との立場を繰り返しています。



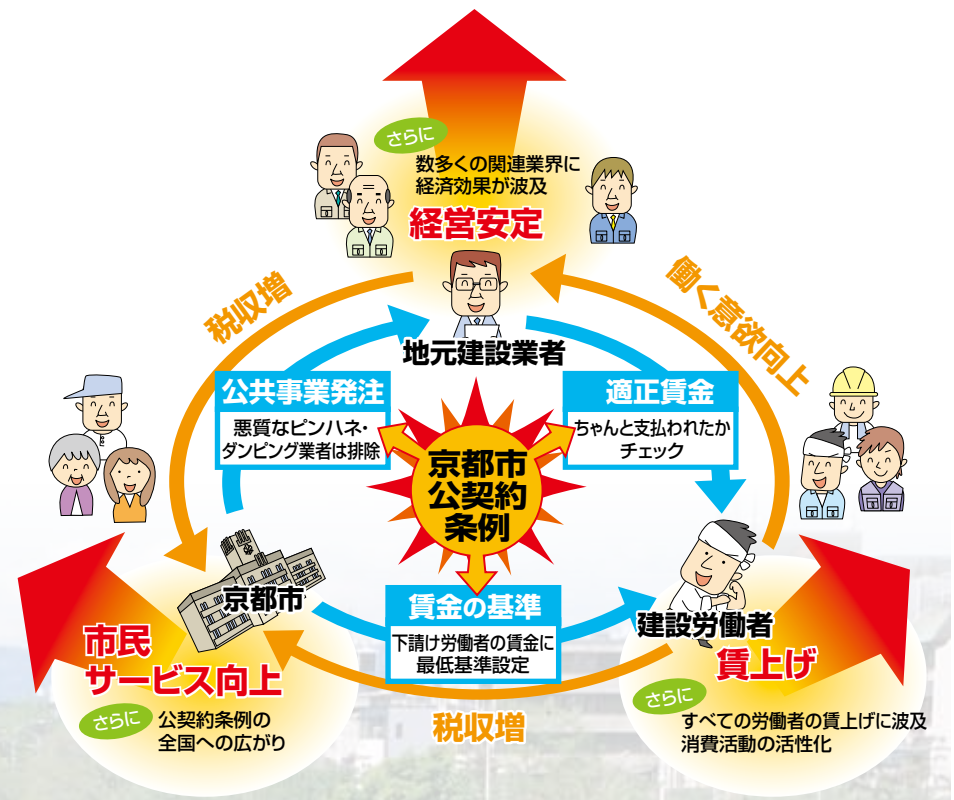
工事代金だけでもバツグンの経済効果

与謝野町	15.6倍	京丹波町	13.5倍
助成額 1億9,815万円		助成額 481万円	
工事費 30億9,113万円		工事費 6,483万円	
(平成21年開始平成23年10月18日まで)		(平成23年4月開始)	

地元業者の活用で 地域経済の「循環」と「底上げ」

公共事業に求められるもの道路、橋、施設など京都市が行う公共事業には、高い品質・機能・安全性が求められます。そのためには、現場で働く建設従事者の労働条件、技術が正に評価されることが必要です。

「京都市公契約条例」とは「公契約条例」は、京都市が公共工事などを発注する際、民間企業と交わす契約・委託条件に、①地域でできる仕事は地元業者に発注 ②労働者の適正な賃金・労働条件を入れる制度です。そのことによって、労働者には適正な賃金が保証され、地元企業には、公正な競争による業績の向上と経営の安定が、京都市には、税収増と良質な成果が、その結果として住民には高いサービスを提供することができます。



公契約条例導入自治体	検討中
野田市 (千葉県) 川崎市 (神奈川県) 相模原市 (神奈川県) 多摩市 (東京都)	長野県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、横浜市、千葉県我孫子市、東京都西東京市・小金井市・国分寺市・八王子市・羽村市、兵庫県西宮市、高知市

全国で導入、検討が進んでいます